

保護者各位

池田町役場健康福祉課長

令和2年度放課後児童クラブ 6月の対応について

平素は、池田町の福祉行政につきまして、ご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。さて、見出しの件につきまして、小学校の学校再開を受け下記のとおり対応します。ご不明点につきましては、事務局までお問い合わせください。感染防止の観点から、引き続き、ご理解・ご協力の程をよろしくお願いいたします。

記

(1) 6月の分散登校期間中の受け入れ対象児童について

通年利用者については、全学年ご利用可能です。

長期利用者(春・夏休み等のみ利用の方)について、本期間中のご利用を希望される場合は、下記のとおり事務局に利用申請をお願いします。

【申請方法】事務局(児童クラブ担当:TEL 45-3111)まで、申請をお願いいたします。
申請時に、具体的な利用開始日、利用日数等をお伺いさせていただきます。

【申請締切】5月27日(水)午後5時まで

(2) 6月の利用について

第1週(6/1~6/5)の利用者数の把握のため、別紙「児童クラブ利用届(6月第1週分)」の、ご提出をお願いいたします。

また、どうしても家庭での保育が難しい日のみに利用日を絞っていただくことや、お仕事が終わり次第お迎えに来ていただくこと等、引き続きご協力の程をお願い申し上げます。

【提出方法】下記のいずれかでご提出をお願いします。

(1)池田町役場 健康福祉課(4番窓口)へ提出

(2)池田町児童クラブ担当者メールアドレス(o-yuri@town.gifu-ikeda.lg.jp)宛に、
利用届の内容を転記(もしくは添付)し、送付。

※尚、「児童クラブ利用届(6月分)」データ(Excel)は町HPからダウンロード可能です。

【提出締切】5月27日(水)午後5時まで

(3) 6月の分散登校期間中における児童クラブの開設について

開設時間：午前8時30分から午後6時まで(午前8時から受け入れ開始)

開設場所：各児童クラブ室

早朝預かり：無し

延長保育：午後6時から午後7時まで(午後6時30分以降の利用は、2,000円加算)

持ち物：お弁当(保冷剤必須)、お茶(多め)、タオル、ハンカチ、歯ブラシ、コップ、勉強道具、帽子、汗拭きタオル、その他暑さ対策(日焼け止め、虫除け用品等)

※分散登校期間中は、感染防止対策のためおやつ無しとします。

※特に、1日を児童クラブ~学校間で過ごす児童については、お弁当の量を多くする等ご家庭での配慮をお願いいたします。

(4) 6月保育料について

通年利用者については、従来通り 5,000 円/月（延長加算の場合 +2,000 円）を 6月30日（火）付で指定口座より引き落としを行います。

また、5月利用者については、5月利用実績に基づいた保育料を、同時に引き落とし（もしくは納付書を郵送）します。

6月1日（月）以降、1日も児童クラブを利用しない場合は、「退室届」の提出が必要です。「退室届」の提出がない場合、原則 5,000 円/月の保育料が発生します。

6月分退室届の提出について

【締切】6月8日（月）

※7月以降は通常通り、退室する前月末までに退室届をご提出ください。

【提出先】池田町役場 健康福祉課4番窓口

(5) その他注意事項

- ① 児童クラブ利用前に必ず、毎朝検温をしてください。お子様が 37.5 度以上の発熱や呼吸器症状（せきやくしゃみ等）が認められる場合はご利用をお控えください。
- ② 児童クラブ活動中、1のような体調が見受けられる児童については、保護者の方にお迎えを要請させていただきます。可能なかぎり、早急なご対応をお願いいたします。
- ③ 施設内への出入りの際、必ず手洗いを行います。手ふきタオル、ハンカチは自分のものをご用意ください。また児童、お迎えの保護者共に、マスクをできる限り着用してください。
- ④ 分散登校期間中、給食はありません。昼食は各自で準備をお願いします。
- ⑤ 季節柄、活動中に暑くなりますので、お茶を多めに持参していただく等の暑さ対策（帽子、汗拭きタオル、日焼け止め、虫除け・虫刺され用品等）もご準備ください。
- ⑥ その他、新型コロナウイルスに係る放課後児童クラブの対応については、池田町HPで随時更新していきます。お手数ですが、逐次ご確認いただきますようお願いいたします。

※池田町 HP URL : <https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000002015.html>

事務局

池田町役場 健康福祉課 子育て支援政策係（担当）小倉
〒503-2492 池田町六之井1468番地の1
TEL:0585-45-3111(内線 152) FAX:0585-45-8314